

藤沢市病院事業に係る公営企業の設置等に関する条例の一部改正について

藤沢市病院事業に係る公営企業の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

2023年（令和5年）2月14日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市病院事業に係る公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

藤沢市病院事業に係る公営企業の設置等に関する条例（昭和46年藤沢市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第6号を次のように改める。

(6) 腎臓移植内科

第4条第1項中第35号を第37号とし、第21号から第34号までを2号ずつ繰り下げ、第23号の前に次の1号を加える。

(22) 腎臓移植外科

第4条第1項中第20号を第21号とし、第7号から第19号までを1号ずつ繰り下げ、第8号の前に次の1号を加える。

(7) 脳神経内科

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、診療科目を整理したことに伴い、診療科目の新設及び変更を行う必要による。